

I 生活場面「地域やまちで過ごす」において考慮すべき状況変化

時期	考慮すべき状況変化	詳細
平成 26 年 4 月～	障害者総合支援法の施行	<p>※生活場面にかかわりの深い内容を抜粋</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等が追加された。 ○「障がい程度区分」について、障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な度合いを総合的に示す「障がい支援区分」に改められた。 ○重度訪問介護の対象が拡大された。 ○共同生活介護（ケアホーム）が共同生活援助（グループホーム）に一元化された。 ○地域移行支援の対象が拡大された。
	精神障害者保健福祉法の改正	<p>※生活場面にかかわりの深い内容を抜粋</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保護者制度が廃止され、医療保護入院の要件を精神保健指定医 1 名の診断と家族等のいずれかの者の同意に変更された。 ○病院の管理者に退院後生活環境相談員の設置等の義務が新たに課された。
平成 27 年 4 月～	第 4 期障がい福祉計画の開始	<p>※生活場面にかかわりの深い内容を抜粋</p> <ul style="list-style-type: none"> ○施設入所者や入院中の精神障がい者の地域生活への移行について、成果目標として設定された。 ○新たな成果目標として、「地域生活支援拠点等の整備」が位置付けられた。
平成 28 年 4 月～	障害者差別解消法・条例の施行	<p>※生活場面にかかわりの深い内容を抜粋</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「不当な差別的取扱い」の禁止と「合理的配慮提供」の義務化。 (合理的配慮は行政機関には義務、民間事業者には努力義務) ○自治体は、差別解消支援のための「協議会」を作ることができることとされた。 ○条例により、「広域支援相談員」と「大阪府障がい者差別解消協議会」の設置等、

I 生活場面「地域やまちで過ごす」において考慮すべき状況変化

		相談と解決の仕組みを構築する。
平成 30 年 4 月～	障害者総合支援法の改正 【3 年後見直し】	<p>※生活場面にかかわりの深い内容を抜粋</p> <ul style="list-style-type: none">○施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問等により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行う「自立生活援助」が新設される。○「重度訪問介護」について、医療機関への入院時も一定の支援が可能となる。○65 歳に至るまで相当の長期間にわたり障がい福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障がい者が、引き続き、障がい福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、当該介護保険サービスの利用者負担を障がい福祉制度により軽減できる仕組みが設けられる。○医療的ケアを要する障がい児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとする。